

社会福祉法人白百合福祉会評議員・役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白百合福祉会定款第8条及び第21条に基づき、法人評議員・役員報酬について、必要な事項を定めるものである。

(報 酬)

第2条 評議員及び役員に対しては、会議1回当たりについて、下表の通り日当を支給する。ただし、評議員会と理事会が同日開催される場合については、重複して支給しないこととする。

2 前項の他に、理事長が必要と認める場合については、評議員会にて協議の上制定する。

	理事長	理 事	監 事	評議員
評議員会	3 0 0 0 円	3 0 0 0 円	3 0 0 0 円	6 0 0 0 円
理事会	6 0 0 0 円	6 0 0 0 円	4 5 0 0 円	—
監査会	3 0 0 0 円	—	4 5 0 0 円	—

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。